

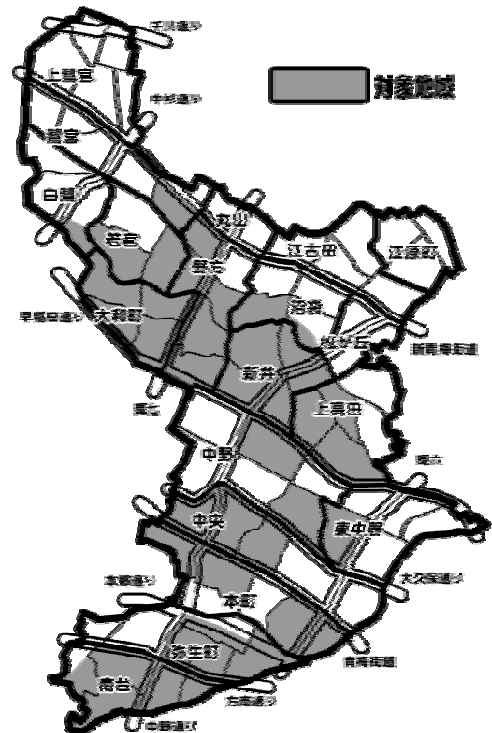
古い
木造住宅を

災害に強い家に 建替えませんか

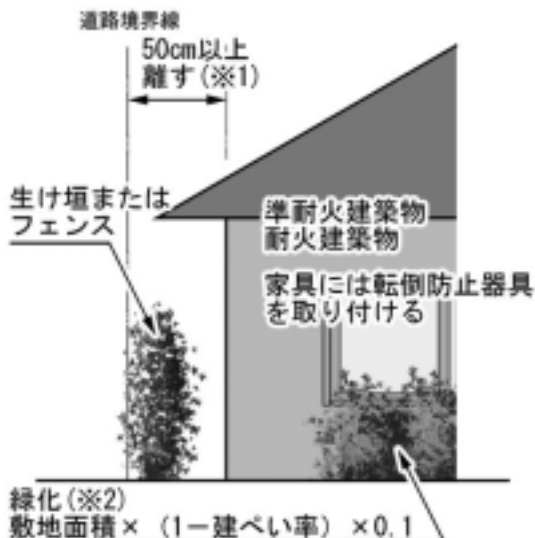
震災時に火災などが発生する危険性が高い地域で木造住宅を建替える場合の助成制度です。

助成対象地域

| | |
|-----|---|
| 南台 | 一丁目・二丁目・三丁目・四丁目 五丁目1番～23番 |
| 弥生町 | 一丁目・二丁目1番～4番、15番～19番、31番～40番、44番～52番 三丁目・四丁目 |
| 本町 | 一丁目・二丁目・四丁目・六丁目 |
| 中央 | 三丁目・四丁目・五丁目 |
| 東中野 | 二丁目 |
| 中野 | 一丁目・五丁目 |
| 上高田 | 一丁目・二丁目・三丁目 五丁目43番の一部 |
| 新井 | 一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目 |
| 沼袋 | 一丁目1～14番・三丁目 |
| 野方 | 一丁目・二丁目・三丁目・五丁目・六丁目 |
| 大和町 | 一丁目・二丁目・三丁目・四丁目 |
| 若宮 | 一丁目・二丁目 |
| 白鷺 | 一丁目1番～8番 |
| 鷺宮 | 一丁目 |



建替え助成の条件



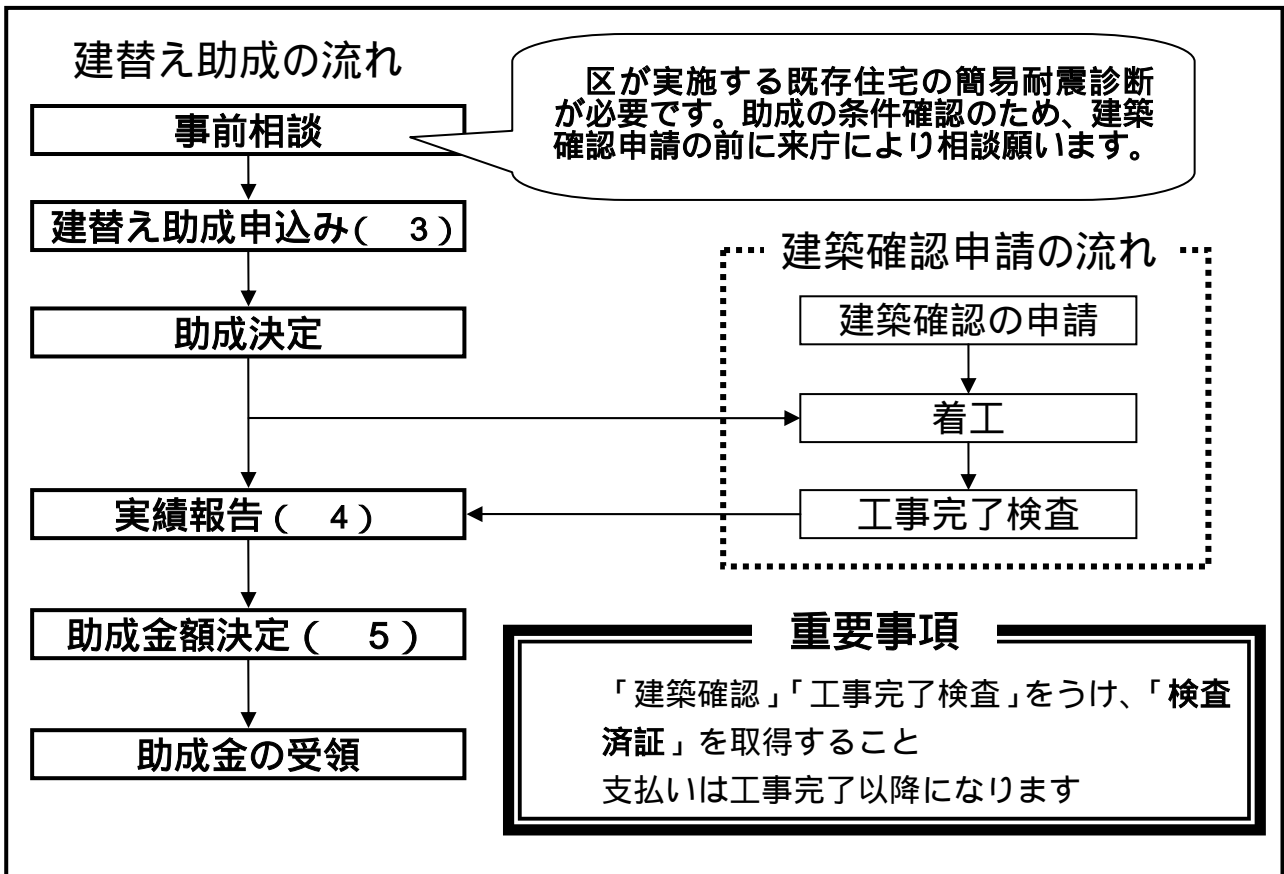
1. 昭和56年以前に建築された、木造在来工法2階建て以下の住宅を建替える。
2. 簡易耐震診断の結果が1.0未満。
3. 既存住宅の所有者が建替え後も引き続き当該住宅を所有すること

- (1) 防火地域内及び道路巾が6m以上の場合を除く
(2) 防火地域内は除く。また、中野区みどりの保護と育成に関する条例の対象の場合は条例の基準に従うこと

助成額

| 住宅の延べ面積 | 金額 |
|-------------------------|------|
| 125.0 m ² 未満 | 40万円 |
| 125.0 m ² 以上 | 80万円 |

《助成の手続き》



3 建替え助成申込みに必要な書類

建替え助成申請書（第1号様式）に下記の書類を添付して下さい。

- ・ 既存住宅の全部事項証明書（東京法務局中野出張所へ）
- ・ 土地の全部事項証明書（借地の場合、借地所有者の承諾書も必要）及び公図の写し
- ・ 申込者の住民票の写し
- ・ 住民税の納税証明書（当年度及び前年度のもの）
- ・ 案内図、配置図、平面図、立面図、構造詳細図等（準耐火構造・耐火構造の仕様を含む）
- ・ 緑化計画書及び外構図（塀等の構造詳細図を含む）
- ・ 委任状（申請者が代理人の場合）
- ・ 確認済証の写し（助成決定前までに必要）

4 実績報告に必要な書類

建替え助成実績報告書（第7号様式）に下記の書類を添付して下さい。

- ・ 検査済証の写し
- ・ 門及び塀（道路面）の基礎配筋完了時の写真
- ・ 竣工写真（建物外観2面・外構2面・緑化2面・家具の転倒防止器具）

5 決定の際、必要に応じ現場検査を実施します。

問合せ先
 中野区役所 9階8番窓口
 建築分野 耐震化促進担当
 TEL (3228) 5576・FAX (3228) 5471

2010年4月